

別禁止・合理的配慮の提供の指針に関する報告書素案まとまる —厚労省研究会

別禁止・合理的配慮の提供の指針の在 項について、報告書(素案)をとりま 配慮の提供に関する指針に盛り込む事 東京大学大学院法学政治学研究科教 り方に関する研究会」(座長=山川隆一 改正障害者雇用促進法に基づく差 は四月二五日、差別禁止と合理的

必要な事項について、昨年九月から一 見書を踏まえ、指針に盛り込むことが 労働政策審議会障害者雇用分科会の意 ○回にわたり、議論を積み重ねてきた。 研究会は、改正障害者雇用促進法と 報告書素案の概要を紹介する。

差別の禁止に関する指針

的配慮の提供に関する指針」を定める に対する差別禁止の規定が新設され、 「差別の禁止に関する指針」と「合理 改正障害者雇用促進法では、障害者

業生活に相当の制限を受け、又は職業 の障害があるため、長期にわたり、職 的障害、精神障害その他の心身の機能 生活を営むことが著しく困難な者)と について、障害者雇用促進法第二条第 号に規定する障害者(身体障害、 「対象となる事業主」はすべての事 知

「禁止される差別」については、 障

47

等の利用、介助者の付き添い等の社会 指針に盛り込むよう求めた。 る不当な不利益取扱いを含む」ことも 的不利を補う手段の利用等を理由とす て、「車いす、補助犬その他の支援器具 害を理由とする差別(直接差別) とし

賃金、 の具体例も 教育訓練、 福利厚生など

ものとすることが差別に該当する」と その条件を障害者に対してのみ不利な その対象から障害者を排除することや、 たって、障害者であることを理由に、 その結果を踏まえ、「募集又は採用に当 働組合からのヒアリングを実施した。 研究会は障害者団体、経済団体、 労

に当たる」と指摘する。 されるときは、障害を理由とする差別 除するために条件を付していると判断 要でないにもかかわらず、障害者を排 ない」とする一方、「業務遂行上特に必 であることを理由とする差別に該当し 要なものと認められる場合は、障害者 が当該企業において業務遂行上特に必 条件とすることについては、「その条件 また、募集に際して、一定の能力を

報告書素案は、「対象となる障害者」

踏まえ、「指針には、 さらに、賃金の決定、教育訓練の実 各種団体からのヒアリング結果を 福利厚生施設の利用などについて 採用後の各項目に

> ついて、 載することが適当である」とした。 ものとすることが差別に該当すると記 その対象から障害者を排除することや その条件を障害者に対してのみ不利な 障害者であることを理由に、

合理的配慮の提供に関する指針

と整理したほか、「職場において支障と 解の中で提供されるべき性質のもの」 者の個々の事情と事業主側との相互理 と」を指針に記載するよう求めた。 十分に尊重した上で、より提供しやす 主は障害者と話合いの下、その意向を 慮に係る措置が複数あったとき、事業 なっている事情等を改善する合理的配 の事業主とした。「合理的配慮は障害 者とし、「対象となる事業主」はすべて 用促進法第二条第一号に規定する障害 となる障害者」については、障害者雇 い措置をとることは差し支えないこ 合理的配慮の提供に関しては、「対象

肢体不自由の場合は、「スロープ、手す 関する理解を促進する観点から、「多く 適当」との考えを示し、視覚障害の場 置を事例として指針に記載することが の事業主が対応できると考えられる措 て、筆談やメール等を利用すること」 言語障害では、「業務指示・連絡に際し が遂行できるようにすること」、聴覚・ 合は、「音声ソフト等の活用により業務 報告書素案は、合理的配慮の内容に

> 合は、「本人の習熟度に応じて業務量を り等を設置すること」、知的障害の場 例を紹介している。 徐々に増やしていくこと」などの具体

トピックス

例示であり、あらゆる企業が必ずしも も指針に盛り込むよう求めた。 理的配慮に該当するものがあること」 記載されている事例以外であっても合 実施するものではないこと及び指針に なお、「記載された事例はあくまでも

過重な負担の判断要素も明記

要素として、「事業活動への影響の程 供について、事業主に対して「過重な 務状況」「費用・負担の程度」「公的支援 度」「実現可能性」「企業規模」「企業の財 報告書では、「過重な負担」を判断する 負担」を及ぼす場合を除くとしている。 の有無」をあげる。 一方、改正法では、合理的配慮の提

断要素とされる。一方、「実現可能性」 度」については、「当該措置を講ずるこ 能かどうか」が判断要素とされる。 機器や人材の確保、設備の整備等が可 態等により当該措置を提供するための 動への影響の程度」が過重な負担の判 とによる事業所における生産活動や は、「事業所の立地状況や施設の所有形 サービス提供への影響その他の事業活 このうち、「事業活動への影響の

勘案しながら、事業主が合理的配慮の に記載することが適当とした。 提供に際し個別に判断することを指針 報告書素案では、これらを総合的に

(調査・解析部)